

四十万圓、計数上ニ就テ疑義アリ説明ヲ願ヒタイ
以上四件ニ付テ本月ハ課長ノ御意見を蒙リニ上ツタノテア
ル

大野芳徳課長

第一、公傷ハ除外セラレテ居ルノヲ其ノ趣旨ヲ敷衍シテ考
ヘテ、アルカ尚再考スルコトニスル

第二項、欠格條件ヲアルカ並給公休ハ出勤ト見做ス、又、
病氣其他止ムヲ得サル欠勤ハ怠慢ニ依ル欠勤ト區別出来ナ
イ、テ困ルカ考慮スル

第三項、字句ニ就テハ特別手當ト稱スル關係上書イタノテ
アルカ局長ト相談シテ善処ス

第四項、計数上、疑義、福利掛長ト話シテ見テ貰ヒタイ若
シ計算ニ誤リテハ訂正スル

河野平治

イ
又ニ婦人車掌、服装改正ニ就テ吾々ノ要求カ容レラレタカ
就職ノ年月ヲ異ニセル關係上期間カ切レサル場合ハ支給セ
ラレトスレハ服装カ區々ニテルカラ一率ニ支給セラレタ

又車輛士、問題ヲアルカ車輛士ニ昇格セル者ハ職人ノ入替
ハラシテ貰ヒタイ事及ヒ技工ヨリ車輛士ニ昇格セル者ヲ為メ勤
務、過重ヲ来セルヲ以テ技工ノ補充ヲシテ貰ヒタイ、更ニ
同一仕事ヲスル者ニシテハ車輛士一ハ技工ト云フ様ナ場
合両者、給与力違フ、ヲ自選仕事ニ影響スル虞カ大キイ故
ニ此ノ場合、給与ハ同率ニシテ貰ヒタイト思フ、テアリマス

大野芳徳課長

第一項、婦人車掌ニ被服ニ就テハ會計課ト相談シテ善処ス
ル
第二項、車輛士、問題ニ就テハ考慮スル